(第5回協議会 [平成16年 1月15日]) 提出

(第5回協議会 [平成16年 1月15日]) 確認

協定項目	社会教育の取扱い
	1.社会教育関係審議会等については、新町において調整をする。
調整の中容	2.社会教育施設等については、現行のまま新町に引き継ぐ。
調整の内容	3.社会教育及び文化事業については、現行の内容を継続し、新町において随時調整をする。
	4.指定文化財については、現行のまま新町に引き継ぐ。

項目社会教育の取扱い		関係項目	社会教育委員等につい	T NO.1				
*の具体的内容 1.公民館運営審議会については、新町にお 2.社会教育委員、社会教育指導員について	•							
民館運営審議会								
白石	町 福	富	町	有	明			
白石町公民館条例	福富町公民館条例			有明町公民館設置条例				
(公民館運営審議会)	(公民館運営審議会)			(公民館運営審議会)				
第5条 公民館に運営審議会を置く。	第4条 社会教育法第29条	条の規定に基づき、公民館	運営審議会	第6条 本館に有明町公民館運営	審議会(以下「審議会」とい			
(審議会の委員及び任期)	(以下「審議会」という。)	を置く。		う。)を置く。				
第6条 委員は社会教育法第30条第1項に規定する者のうちか	2 審議会の委員は、13/	人以内とし、その任期は2	年とする。	2 運営審議会は、館長の諮問に応じ公民館における各種事業				
ら教育委員会が委嘱する。	ただし、補欠委員の任期	は、前任者の残任期間と	する。	の企画実施につき調査審議する	3ものとする。			
2 委員は15人以内としその任期は2年とする。ただし補欠に				第7条 本館の運営審議会の委員	は、学校教育及び社会教育の			
よる委員の任期は、前任者の残任期間とする。				関係者並びに学識経験のある者	音の中から、教育委員会が委嘱			
				する。				
				第8条 本館の運営審議会の委員	の定数は15人とし、その任			
				期は2年とする。ただし、補欠	マ委員は、前任者の残任期間と			
				する。				
	·							

	定	項	目	社会教育の	取扱い							_	関
	1. 社	t会教	育委員	員									
1			白	石	囲丁		福	富	町	-	有	明	ĦŢ
				社会教育委員に	t.			社会教育委員は、				社会教育委員は、	
	委	員	1	公民館運営審議会	委	委 員	公	民館運営審議会委		委 員		公民館運営審議会委	
				員をもって充てる。				をもって充てる。				員をもって充てる。	
		数		1 5 名以内		定数		1 3 名以内		定数		1 5 名以内	
	任	期		2年		任 期		2年		任 期		2年	
	2 ネ	+ 会 参	な育指導	草 昌									
	1.	147		石	町		福	富	町	-	有	明	ĦŢ
	設1	t				设置	1104	щ		設置	,,,		
		Ħ,]教育	委員会が行う社会	教	囲丁	教育委	員会が行う社会教		囲丁	教育	委員会が行う社会教	
		育の	指導層	の充実を図るため		育の打	指導層の	の充実を図るため		育の打	旨導層	雪の充実を図るため	
	_	置く。	•				長員を置	置く。		置く。			
	職系	-				戦務				職務			
				育の特定の分野に	O			の特定分野につい		-		育の特定分野につい	
				指導、学習相談、				尊、学習相談、及				指導、学習相談及び 	
			教育団]体の育成等にあた	=			団体の育成等にあ			教育包	団体の育成等にあた	
	指導	る。 * =				<u>たる。</u> 皆導員				る。 指導員			
	784		○治昌	は社会的信望があ	-		诺吕什	は、社会的信望があ			谱品	は、社会的信望があ	
				は社会的信望がめ i条に規定する職務				、社会的信望がの 条に規定する職務				は、社会的信望がの 前条に規定する職務	
				まに焼たする職が い要な熱意と識見を	-			まに焼足する職務 要な熱意と識見を				必要な熱意と識見を	
			-)炭な煮息と識先で)歳未満の者の中か				表表満者の中から 表表満者の中から				の歳未満のもののな	
			命する F期は	'。 1 年とする。ただ		任命で	-	年とする。ただ		る。	J #X F	育委員会が任命す	
				・テこする。たた がげないが、その				サビッジ。たた 坊げないが、その			期は	1年とする。ただ	
				して3年を越えた				して3年を越えな				を妨げないが、その	
		いも	のとす	-る。		いもの	りとする	3.		任期	は通算	算して3年を超えな	
						教	育委員	会は任期中といえ		いもの	ひとす	する。	
						ども角	解任する	ることができる。					

協 定 項 目 社会教育の取扱い 関係項目 **公民館等について NO.1** 1.公民館については、現行のまま新町に引き継ぐ。 2.公民館の使用料については、合併後に調整する。 調整の具体的内容 3.図書館(室)については、現行のまま新町へ引き継ぐ。 4.公民館地区分館等の施設整備の補助等については、合併後に調整する。 1. 公民館の設置状況 石 福 富 ĦΤ 有 明 町 建設年度 設置 建設年度 建設年度 設置 設置 白石町公民館 昭和47年 福富町公民館 昭和42年 有明町公民館 昭和51年 調 住所 構造 住所 構造 住所 構造 白石町大字福田1800番地8 鉄筋コンクリート造2階建 福富町大字福富3451番地 鉄筋コンクリート造2階建 有明町大字坂田275番地の1 鉄筋コンクリート造2階建 (一部3階) 公民館使用料 公民館使用料 公民館使用料 時間 自 8時 自 13時 自 17時 自 8時 自 13時 自 8時 基本額(4時間以内) 1 時間当たり 超過額 4 時間以内 加 算 額 区分 区 分 8:30 ~ 17:00 | 17:00 ~ 22:00 至 12時 至 17時 至 22時 至 17時 至 22時 至 22時 区分 2F大ホール 2.100 2.730 420 大ホ - ル 4,200 840 和大会議室 1階 4,100 5,700 6,700 8,800 4,100 6,200 2F和会議室A 630 840 120 会議室 2,100 420 大会議室 2階 4,100 4,100 5,700 6,200 6,700 8,800 2F和会議室B 630 840 120 小会議室 840 100 和小会議室 1階 4,100 4,600 6,200 2,600 3,600 2,600 整 2F和控室A 210 270 40 研修室 2,100 420 和会議室 2階 3,100 5,200 2,100 2,100 2,600 4,100 2F和控室B 210 270 40 町民室 1.050 210 視聴覚室 2階 2,100 2.600 3,100 4,100 5,200 2,100 420 80 第1会議室 210 2,100 4,100 1F談話室 540 1.050 調理室 2,100 2,600 3,100 5,200 1F和会議室 520 710 100 第2会議室 1.050 210 料理実習室 2,520 520 付属設備使用料 付属設備使用料 付属設備使用料 単位 使用料 なし なし 区分 上記の 区分 ピアノ 1,050 内 容

白石・有明・福富3町合併協議会 協議事項調整内容

2.集会所等整備	白石町		設置数	5 7 箇所	福富	T HT	設置数	9 箇所	有	明町	設置数	2 7 箇所
白石町自治	公民館等施設整備	費補助金交付	要綱		福富町区公民館	整備事業補助金交	₹付要網		有明町公民館	官整備補助金交付要	E網	
(補助の交付	才基準)				(補助対象経費)				(補助対象経	費)		
第2条 前条	その補助金は、別表に	定める交付基準	■により交付す		第3条 補助対象	となる経費は、次に	定めるとおりとする。		第3条 補助	対象となる経費は、次	欠に定めるとおりとし、	その額
る。					(1)新築の場合				は予算の筆	節囲内とする。		
(交付の制限	艮)				新築工事のうち	5、建物の建築に要	する工事費を補助対象	(経費と	(1)新築の場合	ì		
第3条 この)要綱により補助金σ	交付を受けた自	自治公民館等は、		する。ただし、そ(の工事費が1,500万	円を超える場合は、1,	500	新築工事の	つうち、建物の建築に	要する直接工事費とす	⁻ る。
第1条の	規定にかかわらず補	助金の交付を受	けることができ		万円とする。				(2)増改築の場	合		
い。ただ	し、災害等特別な事	情による場合は	この限りではな		(2) 増改築(大規模社	補修も含む)の場合			増改築工事	事のうち、建物の増改	(築に要する直接工事費	とする。
١١.					増改築工事の場	場合は、100万円以」	上の工事費を補助対象	経費と	(補助金の額)		
2 補助金に	は、1館当りの補助と	する。ただし12	公民館に属する		する。ただし、その	の工事費が450万円	を超える場合は、4507	第4条 新築に対する補助額は、50万円とする。 2 増改築に対する補助額は、300万円以上の工事をした場合20				
集会所を	建築する場合は、新	築に限り補助金	額の1/2とする。		とする。							
3 他の補助	カ事業により建築する	自治公民館等に	は、この補助		(3)下水道(合併浄(含む)排水設備工事の場	万円とする。					
金を交付しない。					下水道排水設備	前に要する工事費を	補助対象経費とする。	3 補助金は	1館当たりの補助と	するが、複数分館をもっ	って1館	
別表 (第2条関係)補助の交付基準				だし、その工事費が	が150万円を超える	場合は150万円とする。		を建築する	る場合は別途考慮する	0		
補助対象		補助金額	摘	要	2 前項の工事費1	には用地取得費及び	が造成費は含まない。					
事業の内容の区分が開いる。これは、一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一		(補助率)										
	新築	100万円以内			第4条 前条に規定	定する対象経費に対	対する補助率は、補助対	対象経				
		50万円以内	工事費が200万円以上の		費の3分の1以	人内とする。						
建物の新	築 増改築	25万円以内	工事費が100万円以上の		福富町区公民館整備	備事業補助金交付要	夏綱内規					
増改築		15万円以内	工事費が60万円以上の		1.1区に1施設を対象とする。							
及び購ん	-	50万円以内	買収額が200万円以上の		2 . 対象となる区	公民館は、構造改善	善事業及びモデル事業 等	等によ				
	購入	25万円以内	買収額が100万円以上の		り建設された旅							
		15万円以内	買収額が60万円以上の	事業	3.第5条中の「作	他の補助事業等」と	こいうのは、国または、	県の				
放送施記	л		補助金額は設置費の1/	2とする。ただ		る事業あるいは、大	規模な篤志寄付等によ	る事業				
整備事	设 放送施設 業	10万円以内	補助金額は設置費の1/ し、設置費が20万円を 万円を限度とする。	超える場合は10	をいう。							
							工期等の事情で複数の	の会計				
白蟻駆	· + 145550		補助金額は設置費の1/	2とする。ただ		こも1件とする。						
事業	5 白蟻駆除	10万円以内	補助金額は設置費の1/ し、設置費が20万円を 万円を限度とする。	超える場合は10		な事情により整備す	する必要が生じた場合I	は特別				
					に対応する。							

協 定 項 目 社会教育の取扱い

関係項目 文化事業及び文化財について NO.1

調整の具体的内容

調

整

内

容

- 1.新町において生涯学習推進計画を策定し、住民の学習機会の充実に努める。 2.文化協会については、従来からの経緯を尊重し、芸術文化の普及を推進するとともに、合併後速やかに統合できるよう調整を図る。
- 3.生涯学習の各教室・講座については、現行のとおり内容を継続し、随時調整する。
- 4.指定文化財は新町に引き継ぎ、文化財保護審議会を設置し保護及び活用に努める。

1 . 文化協会加入団体

白	5 町		福	富 町		有 明 町			
団体名	団体数	加入者数	団体名	団体数	加入者数	団体名	団体数	加入者数	
吟詠	3	26	吟詠	2	11	盆栽	1	25	
大正琴	4	85	民謡	2	18	菊花	1	18	
コーラス	2	53	書道	1	10	寒蘭	1	15	
歌謡	1	19	生花	4	44	謡曲	9	13	
民謡	2	12	短歌	2	20	吟詠	1	81	
謡曲	6	79	合唱団	1	15	歌謡	2	47	
書道	4	37	リズムダンス	2	28	舞踊	8	164	
文学	2	28	大正琴	3	36	大正琴	2	50	
歴史	2	22	切り絵	1	2	短歌	1	6	
フォークタ・ンス	1	8	盆栽	1	8	俳句	1	11	
リズムダンス	1	17	手芸	1	9	絵画等	1	7	
フラダンス	2	35	料理	1	15	書道	3	95	
社交ダンス	1	5	カラオケ	1	25	写真	1	21	
将棋クラブ	1	11	読書会	1	7	手芸	2	16	
茶道	2	17	謡曲	5	33	陶芸	2	2	
華道	8	95	写真クラブ	1	10	華道	3	39	
日本舞踊	11	189	能面研究会	1	3	筝曲	1	15	
写真	1	8	フラダンス	1	13	囲碁	1	68	
陶芸	4	29	ギタ -	1	12	リス゛ムタ゛ンス	1	30	
パンづくり	1	19	太鼓	1	32	瓢箪	1	5	
瓢箪教室	1	2	日本舞踊	4	32	煎茶	1	13	
レジンクラフト	1	3	人形劇	1	6	茶花	1	16	
押し花	1	7	俳句	1	3				
手芸	1	2							
野生蘭愛好会	1	12							
25	64	820	23	39	392	22	45	757	

3 生涯学習の各種教会・講座名

3 . 生涯字省の各種教室・講座名		
白 石 町	福富町	有 明 町
各種教室・講座名	各種教室・講座名	各種教室・講座名
高齢者教室 (中央教室)	高齢者学級	寿大学
婦人学級	婦人学級	婦人学級
たっしゃか教室	青少年健全育成講演会	家庭教育学級
_夢わくわく"	パソコン教室	IT講習
『おはなし・こんにちは』	家庭教育研修会	男性料理教室
ガーデニング教室	英会話教室	中国料理教室
パン作り教室		子育て学習全国展開事業
アウトドアー教室		
ファミリー陶芸教室		
X 'masリース作り教室		
IT基礎技能講習会		
陶芸ろくろ教室		
いきいき園芸教室		

2 . その他の文化芸術団体

白 石 町	福富町	有 明 町
	福富太鼓	

項目	社会教	育の取扱い		関係	項目	文化事業及び文化財	こついて No.2		
旨定文化財									
町名		指 定 種 別	名 称	員 数		所 在 地	所有者・管理	者	指定年月日
白石町	1	天然記念物(動物)	カササギ生息地	22 26	白石町-		佐賀県教育委員会	-	正12年3月7日
福富町	1	天然記念物(動物)	カササギ生息地		福富町-		佐賀県教育委員会		正12年3月7日
有明町	1	天然記念物(動物)	カササギ生息地		有明町-		佐賀県教育委員会		正12年3月7日
能定文化財 町 名		指定種別	名 称	員 数		所 在 地	所有者・管理	≠	指定年月日
m) [1	重要文化財(史跡)	妻山古墳群 4 号墳(線刻画)	1基	⇔ 7.π.+	字馬洗3267-2・3267-3	個人	_	7成7年5月26日
白 石 町	2	重要文化財(史跡)	道祖谷古墳(前方後円墳)	1基		大字馬洗3289-9・ほか	白石町		7成10年5月11日
福富町		なし なし	是位自口克(别力及门境)	142	口口叫人	人子為/元3209-9* ほ//	HHM	7	-MX 10 - 3/3 11 L
ш ш "	1	 天然記念物	海童神社の楠		有明町		海童神社	BZ	3和40年7月23日
	2	天然記念物	稲佐神社の楠 2 株			D田稲佐神社	稲佐神社		3和40年7月23日
有 明 町	3	史跡	竜王崎古墳群			大字深浦6032	有明町教育委員会		3和52年3月11日
	4	考古	竜王崎古墳群出土遺物一括			大字戸ヶ里3211	有明町教育委員会	·	3和54年3月31日
	5	工芸品	鰐口			大字坂田828	東楽寺		3和58年3月22日
旨定文化財			-						
町名		指定種別	名 称	員 数		所 在 地	所有者・管理		指定年月日
	1	重要文化財(建造物)	妻山神社一の鳥居・二の鳥居	2基		大字馬洗2488-イ	個人		3和56年2月5日
	2	重要文化財(建造物)	水堂安福寺の宝塔	1基		大字堤3342	嘉瀬慶昭	·	3和56年2月5日
	3	重要文化財(史跡)	船野山古墳群 1 号墳	1基	白石町	大字堤3780-368	白石町	段	3和59年12月25日
白石町	4	重要文化財(歴史資料)	川_善重夫婦の墓誌と川_利右衛門の墓誌	2基	白石町	大字堤2261	万歳山法泉寺	昭	3和63年3月28日
	5	重要文化財(史跡)	野柄古墳群 1 号墳	1基	白石町	大字堤2501	個 人	코	成1年2月23日
	6	天然記念物 (植物)	嘉瀬川のもみじ	1本	白石町	大字堤2996	外尾文六	7	成2年9月5日
	7	重要文化財(建造物)	陽興寺の慶長二年銘万部塔	1基	白石町	大字堤1751	佛日山陽興寺	7	成10年7月16日
福富町		なし							
	1	工芸品	深浦聖観音立像		有明町	深浦西分	深浦西分	昭	3和49年4月1日
	2	建造物	稲佐神社の肥前鳥居		有明町		稲佐神社	昭	3和49年4月1日
	3	工芸品	室島の六地蔵		有明町		室島竜王区		3和51年10月20日
有明町	4	工芸品	吉祥天曼茶羅			大字辺田2878	玉泉坊		成8年3月25日
,54343	5	工芸品	十一面観音菩薩坐像			大字田野上3287	福泉寺		成8年3月25日
	6	工芸品	鉄牛円心像		10 .0 0.	大字田野上3287	福泉寺		成8年3月25日
	7	工芸品	観音菩薩坐像			大字田野上3287	福泉寺		成8年3月25日
	8	工芸品	幽霊図		有明町	大字田野上3287	福泉寺	4	成8年3月25日
比財保護審請	会								
町 名			職務				委員定数	委員数	任 期
白 石 町	教育	委員会の諮問に応じて文化財の保存が	なび活用に関する必要な事項を調査審議し教育委員会に建	議する。			5 人以内	5人	2年
福 富 町	な	U							
	1		なび活用に関する重要事項ついて審議しこれらの事項に関				5 人以内	5人	2年

修正提案

合併協定項目に関する修正にかかる新旧対照表

協定項目	修正前	修正後
44. 社会教育	(1)社会教育関係審議会等について	(1)社会教育関係審議会等について
	は、新町において調整をする。	は、新町において調整する。
	(2) 社会教育施設等については、現	(2) 社会教育施設等については、現
	行のまま新町に引き継ぐ。	行のまま新町に引き継ぐものとす
		<u></u> <u>3</u>
	(3)社会教育及び文化事業について	(3)社会教育及び文化事業について
	は、現行の内容を継続し、新町にお	は、現行の内容を継続し、新町にお
	いて随時調整をする。	いて随時調整する。
	(4) セウナル中)・コンマル・現在の	(A) #5-5-71-11-12-0
	(4) 指定文化財については、現行の	(4) 指定文化財については、現行の
	まま新町に引き継ぐ。	まま新町に引き継ぐものとする。